

平成26年度（2014年度）

河内長野市「協働事業提案制度」

募集案内



協働事業提案制度とは？

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための制度です。

★お問合せ先★

河内長野市 市民協働課（河内長野市役所8階）

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111（内線776）

FAX 0721-55-1435

電子メール shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

1. 応募から実施までの流れ…

まずは相談	市民公益活動支援センターのスタッフや市の担当者による個別相談で、具体的な検討を進めましょう。	市民公益活動支援センター るーぷらざ 電話0721-53-8100
提案事業の応募	必要書類をそろえて、市民協働課に提案を応募します。	4月8日（火） ～6月20日（金）
事前協議	提案事業の関係課と、提案内容の確認及び調整を行います。提案内容の修正や提案の取り下げも可能です。	6月下旬 ～7月中旬頃を予定
提案団体の決定	市は、法令との整合など事前調査を行い、公開プレゼンテーションに参加できる提案団体を決定します。	8月頃を予定
公開プレゼンテーション	市の担当課と一緒に、公開の場で提案事業のプレゼンテーションを行い、選定委員会（第三者）からの質問および審査を受けます。	9月頃を予定
成案化協議事業の選定	選定委員会からの提言を受け、市は、成案化に向けた協議に進める事業を選定します。	9月下旬を予定
成案化に向けた協議	市の担当課と成案化に向けた協議を行います。なお、市に費用が発生する場合、予算化措置を行います。	9月下旬 ～11月頃を予定
事業の実施	市の担当課と協定を締結したうえで、事業を実施します。	協定締結後、随時～
事業の報告	一定期間経過後、事業の成果等を市と団体の双方で情報共有するため、それぞれ評価シートを作成します。また、事業の成果等について、公開の場で報告します。	平成27年5月頃を予定



2. これまでに実現した協働事業

①ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ／農林課）



②花いっぱい街づくりサポート（NPO法人フルル花と福祉の地域応援ネット／財政課）



③美加の台第10号緑地他植樹事業（美加の台自治会連合会ほか／公園緑地課）



④市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO法人森林ボランティアトモロス／農林課）



⑤ひきこもり・ニート支援に係るファーストステップトライアル事業

（特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ／青少年育成課）

3. 実際に応募しよう！

●事業の要件

○市民公益活動に係る事業のうち、次のいずれの要件にも該当するものです。

- ★事業を提案した市民公益活動を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの
- ★市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するよりも、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み、市民に効果が還元できると思われるもの

●応募コース

＜市設定テーマ部門＞市が提示した概要書に基づき、具体的な事業を提案

- ①男女共同参画に関するセミナー等の企画実施 【人権推進課】
- ②市民主体で公園・緑地を守る、育てる 【公園河川課】
- ③住民参加の防災マップづくりをサポートする 【危機管理課】
- ④いま走っている路線バスの有効利用策を 【都市創生課】
- ⑤旧三日市交番のさらなる活用を！ 【ふるさと交流課】
- ⑥有形文化財や無形民俗文化財（祭礼など）を公開し、参加を促進しよう 【ふるさと交流課】

※詳細は、当冊子9ページ～14ページに記載しています。

＜市民自由提案部門＞

市からのテーマではなく、市民が自由な発想によって事業を提案するもの。

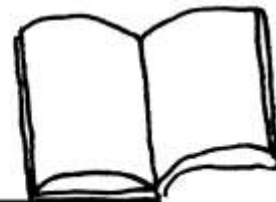
★★★「市民公益活動」とは？ ★★★

市民の自発性及び自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のことをいいます。なお、以下の留意点にもご注意ください。

○企業などの事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合がありますので、ここでいう「市民」には「事業者」も含まれると考えます。

○自治会などが行う活動は、地域の課題解決という側面では市民公益活動ですが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動と捉えて除きます。

○宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。



●団体の要件

○提案者は、次の①～⑤の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

- ①市内で活動している、原則として5人以上の構成員で組織している団体
- ②運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体
- ③適切な会計処理が行われている団体（予算を持つ場合）
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと。
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にないこと。

●応募に必要な書類

○以下の書類の提出が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①協働事業提案書（様式第1号）
 - ②協働事業企画書（様式第2号）
 - ③団体概要書（様式第3号）
- } ※添付様式をご覧ください
- ④団体の定款、規約、会則その他これらに類するもの
 - ⑤団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）
 - ⑥団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
 - ⑦団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
 - ⑧その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

●応募方法

○市の担当窓口にご持参いただくか、郵送またはメールによりご応募ください。

募集期間：平成26年4月8日（火）～6月20日（金）

※月曜～金曜（祝日を除く）の9時～17時30分までにお越しくください。

提出先：河内長野市 市民協働課（河内長野市役所8階）

4. 実現までに…

●事前協議

- 応募後は、市の関係課との事前協議に参加いただきます。
- 事前協議では、事業の必要性や事業実施上の課題、役割分担等について協議、検討します。この期間中に、提案内容の修正や取り下げを行うことができます。

●参加・不参加決定

- 市は、事前協議をふまえ、提案書類の確認等を行い、以下の場合を除き、「公開プレゼンテーション」への参加または不参加の決定を行い、文書にて通知します。
 - ・応募要件に合致しないことが明らかな場合
 - ・法令や制度上の制約があり実施できない場合
 - ・市の他の制度又は仕組みで対応する方が適切な場合 など

●公開プレゼンテーション

- 公開の場で、提案団体と市の担当課が申込事業の内容について説明・PRします。
- 第三者である選定委員会が、申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて、「成案化協議」に進むにふさわしい事業の選定を市に対して提言します。
- 申込団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席してください（平成26年9月頃を予定）。欠席の場合は、申込みを取り下げたものとみなされます。

●選定に際しての審査項目

審査項目	審査のポイント
提案事業の妥当性	地域や社会の課題把握、公益性・必需性、目標設定、具体性、費用対効果、役割分担
協働の必要性	市民公益活動の特性<先駆性や専門性等>、協働による効果
実現性	実施能力、相互理解、予算、熱意
発展普及性	継続性、市民力・自治力の向上

●成案化協議に進む事業の選定

- 市は、選定委員会の提言をふまえて、成案化に向けた協議に進むか否かの決定を行い、文書にて通知します。条件等が付された場合は、提案の取り下げも可能です。

5. 成案化そして実施へ

●成案化に向けた協議

- 提案団体と市の担当課が具体的な協議を行い、協働事業協定書を交わします。
- 市では、市の方針として位置付けるとともに、予算が必要な場合は、予算化の措置を行います。その場合は、市議会の議決（3月）を経て、翌年度の実施となります。なお、予算化の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施できます。

●事業の実施

- 提案団体と市の担当課は、協働事業協定書に基づいて事業を実施します。
- 実施途中で、事業の成果などについて確認する会議を行い、協働の関係を翌年度以降も継続するかどうかについて協議します。

●事業の報告

- 事業完了後、提案団体と担当課は、所定の様式で、事業の成果等に対する自己評価を行い、お互いで事業の成果を共有します。
- 事業の実施後、報告会を行います。これは、実施に至る過程や事業の成果を広く伝え、協働事業提案制度への理解を深めるために実施するものです。

●情報公開

- 市は、市ホームページ等で次の内容を公開します。
 - ・提案団体名と提案の概要
 - ・事業実施に向けて検討を進めることが決定した提案の概要
 - ・実施する事業の企画書
 - ・実施した事業の結果報告
- 市では、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）①

提案課	人権推進課（人権・男女共同参画係）	
テーマ名称	男女共同参画に関するセミナー等の企画実施	
想定される取り組み	男女共同参画を推進するセミナー等の共同実施（共催）	
背景・現状・課題	<p>現在、市では、男女共同参画推進条例に基づき、男女の人権が尊重され、社会の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めています。</p> <p>しかし、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす性別による固定的な役割分担や、それに基づく社会の制度・慣行は、今なお残っています。また、近年は女性に対する暴力も顕在化しており、そのような課題の解決に向けた一層の取り組みが求められているところです。</p>	
テーマのねらい	<p>男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、市・市民・事業者などが一体となって推進する必要があるため、より多くの企業や団体と協働で、相乗効果を図りながら啓発事業を広げたいと考えています。</p> <p>そこで、例えば、毎年定例でセミナー等を開催しているような企業や団体があれば、市との共催で、男女共同参画の推進に関するセミナー等を企画実施できれば相乗効果が高まるのではと考えています。</p> <p>なお、市では、「かわちながの男女共同参画市民実行委員会」を前身とする市民組織「teamあごら」との協働で、映画鑑賞会や講座等を実施していますので、内容等の調整が必要となります。</p>	
協働したいパートナー	定例でセミナー等の開催を予定している企業・団体・教育機関等	
役割分担 (案)	両者	男女共同参画の推進に関するセミナー等の共催
	提案団体	企画提案・講師の紹介・当日の運営【やりたいことを実現できる】
	市	会場の確保・市民へのPR・当日の司会進行・写真撮影等
担当課からメッセージ	男女が互いに尊重しあいながら平等に活躍できる社会をめざし、セミナーなどの啓発事業を一緒に企画・実施しましょう。	

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）②

提案課	公園河川課（公園係）	
テーマ名称	市民主体で公園・緑地を守る、育てる	
想定される取り組み	公園・緑地の定期的な美化活動、植栽、活用促進に関するイベント	
背景・現状・課題	<p>市では、昭和30年代より、寺ヶ池公園、烏帽子形公園等の大規模な緑が整備され、また住宅団地の開発に伴って街区公園や緑地が整備されてきたことから、市内に大小200以上の公園があり、市民一人あたりの都市公園面積は、府内でも高い整備水準を誇っています。</p> <p>そのような中で実施している「アドプト・パーク・プログラム」は、自治会や学校、企業などのみなさんが「里親」となり、公園や緑地の美化活動を定期的に行い、市からは清掃用具の貸し出しや分別収集したごみの処理などの支援を行う制度です。現在、4団体が公園・緑地の美化活動に取り組んでいます。</p>	
テーマのねらい	<p>身近な公共空間である公園や緑地において、ボランティアによる清掃等の美化活動を支援することで、市民との協働で、居心地の良い公共空間の創出を図りたいと考えています。</p> <p>また、もっと公園・緑地を親しみやすく愛着が湧くように、協働による花壇等の作成や樹木の植栽等、自分たちでアイデアを持ち寄り、魅力ある公園・緑地にすることなどが考えられます。</p>	
協働したいパートナー	公園周辺の自治会、学校及び企業等	
役割分担 (案)	両者	公園または緑地の再整備・維持管理
	提案団体	定期的な清掃等の美化活動、植栽、イベントの開催 【地域の美化が進んできれいになる】
	市	物品支給、ゴミ等処理、傷害保険加入、協議の場の設定
担当課からメッセージ	身近にある憩いの場、安らぎの空間となるよう、市民のみなさんと一緒に公園・緑地の整備や活用を進めたいと考えています。	

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）③

提案課	危機管理課（危機管理係）	
テーマ名称	住民参加の防災マップづくり	
想定される取り組み	マップづくりに関するワークショップのファシリテート	
背景・現状・課題	<p>地震や風水害に対応するため、住民自らが、自分の住んでいる地域の危険個所を知り、情報を共有しておくことは、災害に対する被害を軽減する上で非常に重要です。</p> <p>そのような時に役立つのが防災マップです。</p> <p>防災マップは、自治会などの一定の範囲を一枚の地図に、学校や公園などの避難場所・防災資材置場・消火栓・防火水槽・危険予測場所・行き止まりの道などを表現した地図です。</p>	
テーマのねらい	<p>今後は、市内の特定地域で防災マップづくりを支援していく予定があり、マップづくりをサポートする人材、例えばワークショップのファシリテーターなどの講師と一緒に、企画を進めることができると期待しています。</p>	
協働したいパートナー	地域防災のノウハウを集めたい大学・企業・NPO法人	
役割分担 (案)	両者	防災マップづくり
	提案団体	講師の派遣 【防災マップづくりのノウハウを収集できる】
	市	実施地域の選定・住民への周知・会場確保・情報発信
担当課からメッセージ	<p>防災マップづくりは、ワークショップや実際に地域を歩く調査を通じて、災害が発生した場合や平常時の活動、避難経路の確認等の防災知識の取得や防災情報の共有により、地域住民の防災意識の向上やコミュニケーションづくりにつながるものと期待しています。</p>	

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）④

提案課	都市創生課（交通政策係）	
テーマ名称	いま走っている路線バスの有効利用策を	
想定される取り組み	路線バスを活用したイベント・啓発	
背景・現状・課題	<p>公共交通の利用者数は、減少傾向にあり、今後の人口減少・少子高齢化に伴い、通勤・通学における移動も減少すると想定されることから、ますます公共交通利用者が減少すると考えられます。</p> <p>将来、利用者数の減少により、交通事業者の収支が悪化し、コスト削減による減便、路線廃止等によって利便性が低下し、さらに利用者が減少するといった負のスパイラルに陥る可能性も考えられます。</p> <p>市では、公共交通利用者数を維持・発展させていくことが大きな課題となっており、住民の皆さん主体で、公共交通を守り育てるための事業に取り組む必要があると認識しています。</p>	
テーマのねらい	<p>路線バスをもっと身近に感じてもらえるよう、他の沿線地域にも展開できるようなモデルとなるイベントの実施を期待しています。</p> <p>提案団体の側で、もともと実施したいと思っていたイベント等があれば、路線バスを使う企画として実現することも想定されます。</p> <p>子どもたちに乗ってもらえるようなイベント等も期待します。</p>	
協働したいパートナー	自治会・連合自治会・ボランティア団体・福祉委員会など	
役割分担 (案)	両者	イベントの共催
	提案団体	企画提案・当日の運営 【やりたいことが実現できる】
	市	市民へのPR・路線バス利用者増減の検証・写真撮影等
担当課からメッセージ	市民みんなで公共交通を守り育てていきましょう。	

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）⑤

提案課	ふるさと交流課（文化財保護係）	
テーマ名称	旧三日市交番のさらなる活用を！	
想定される取り組み	施設の管理補助を含むイベント（展示・講習会・イベント等）	
背景・現状・課題	<p>高野街道にある三日市交番は、昭和27年に建築され、平成19年に三日市町駅前へと移転するまで、地域の治安を守ってきました。</p> <p>木造駐在所の形態を今日に伝える貴重な歴史遺産であり、かつての宿場町の雰囲気を残し、周囲の景観にもよく馴染んでいることなどから、平成22年10月に、市の指定文化財となりました。</p> <p>現在、三日市小学校区連合町会と市が協働で施設を運営し、高野街道三日市宿として栄えた歴史と文化について情報発信しています。</p>	
テーマのねらい	<p>今後は、施設を有効活用するという観点から、テーマなどの幅を広げ、様々な団体やグループと協働して、展示・講習会・イベント等を実施したいと考えています。</p> <p>例えば、高野街道沿いという立地を生かした観光情報の発信（イベントの案内）や、習字や手芸などの展覧会、織物やアクセサリー製作などの講習会、親子で読み聞かせ、子どもの寺子屋など、様々なテーマで有効活用されることを期待しています。</p> <p>なお、提案の実現には、管理運営の主体となる三日市小学校区連合町会との協議・調整が必要です。</p>	
協働したいパートナー	ボランティア団体・趣味のグループ	
役割分担 (案)	両者	展示イベントの実施
	提案団体	展示期間中の施設管理 【やりたいことが実現できる】
	市	運営団体へのつなぎ役、市民へのPR
担当課からメッセージ		

協働事業提案制度に係る市設定テーマ（平成26年度募集）⑥

提案課	ふるさと交流課（文化財保護係）	
テーマ名称	有形文化財や無形民俗文化財（祭礼など）を公開し参加を促進しよう	
想定される取り組み	有形文化財の自主的な公開イベント・無形民俗文化財（祭礼など）への参加者募集	
背景・現状・課題	<p>市内には、国宝6、国重要文化財78をはじめ、数多くの文化財があります。このような文化財の中には、寺社や地域が所有するものも多く、普段一般に公開されていないものも少なくありません。</p> <p>また、市内には、無形民俗文化財（祭礼など）が代々継承されている地域も数多くあり、担い手不足が課題となっている場合もあります。</p> <p>文化財は、所有者の宝であるとともに、地域が誇るべき宝でもあります。市民が文化財を身近に感じ、地域の歴史を学ぶ機会が増加することで、地域への誇りと愛着を高めていくことが可能になります。</p>	
テーマのねらい	<p>地域で所有するなど、普段あまり一般に公開されていないような文化財について、地域住民による自主的な公開イベントの開催を促進したい、市として支援していきたいと考えています。</p> <p>また、無形民俗文化財を継承していくため、外部からの参加者が伝統行事の活性化を図り、情報発信につながる可能性もあります。</p>	
協働したいパートナー	文化財を保有している地域、あるいは伝承されている地域	
役割分担 (案)	両者	有形文化財の公開イベント・無形民俗文化財についての情報発信
	提案団体	文化財の解説・伝統行事等の実施 【文化や伝統の継承が進む】
	市	市民への情報提供・チラシづくり・事務的サポート
担当課からメッセージ		

河内長野市長 様

協働事業提案書

●市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業について（詳細は、協働事業企画書（様式第2号）をご記入下さい。）	
事業の名称	
提案の区分 (いずれかに○)	・市設定テーマ部門 [テーマ名：]
	・市民自由提案部門

団体について（詳細は、団体概要書（様式第3号）をご記入下さい。）	
団体の名称	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL () - FAX () - E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL () - FAX () - E-mail
住所	〒

添付書類チェックシート（該当すれば左の口欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	(1) 協働事業提案書（様式第1号：本書類）
<input type="checkbox"/>	(2) 協働事業企画書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	(3) 団体概要書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	(4) 定款、規約及び会則その他これらに類するもの
<input type="checkbox"/>	(5) 役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	(6) 団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
<input type="checkbox"/>	(7) 団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
<input type="checkbox"/>	(8) その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

受付日	年 月 日 ()	整理番号	
-----	-----------	------	--

協働事業企画書

整理番号		団体の名称	
事業の名称			
提案の区分	・市設定テーマ部門 [テーマ名：] ・市民自由提案部門		
1. 提案内容			
①目的	何を実現（解決）したいのか？		
②対象	誰（何）に対して行う事業か？		
③目標	いつまでに、どのような状態にしたいのか？		
④事業の必要性	上記目的のために把握している地域や社会の課題やニーズ		
⑤概要	どのような過程・手段で行いたいのか？（より具体的に）		
⑥役割分担	提案者 （できること）		
	市 （期待すること）		
	その他 （協力者など）		
⑦効果	達成しようとしている成果、期待される波及効果		

2. 提案内容の関連項目		
①行政と協働する必要性、相乗効果、メリット	なぜ行政と協働で行う方が良いのか？	
②提案事業を進めていく上で、想定される課題	協働で行っていく上で、何が問題なのか（問題になりそうか）？	
③PRしたいこと	その他、行政と協働していくに当たってPRしたいことをご記入ください。	

提案事業の要件チェックシート（該当すれば左の口欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	<p><事業の基本項目></p> <p>(1)事業を提案した市民公益活動（※1）を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの</p> <p>(2)市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するより、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できるもの</p> <p>※1：市民公益活動 市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動</p> <p><事業の適用除外></p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動でないこと。</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動でないこと。</p> <p>(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動でないこと。</p>

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団 体 概 要 書

		整理番号	
団体の名称			
団 体 の 概 要	構成員数	会員数	人
		専従職員	人
		役員数	人
		うち有給職員	人
	設立年月	年	月
活動の目的			
主な活動内容			
事 業 実 績	実 績	時 期	内 容（事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など）
	行政との協働実績		
	上記以外の事業実績		

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の口欄にレをつける）	
	<p><団体の基本項目></p> <p><input type="checkbox"/> (1) 市内で活動する団体である</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 適切な会計処理が行われている団体（予算を持つ場合）である</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない</p>

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。



★ お問い合わせ先 ★

河内長野市 市民協働課 市民協働係 (河内長野市役所8階)

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111 (内線776)

FAX 0721-55-1435

電子メール shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.kawachinagano.osaka.jp/>